

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月25日
【会社名】	株式会社リブ・コンサルティング
【英訳名】	LiB Consulting Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 関 厳
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役CFO 中川 貴裕
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役関徹及び取締役CF0中川貴裕は、当社及び連結子会社(以下「当社グループ」)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループにおける財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。連結子会社1社については、財務報告に対する金額的及び質的影響並びに発生可能性の観点から影響が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当連結会計年度の売上高を指標に、その概ね2/3程度の割合に達している当社を重要な事業拠点として選定しました。選定した重要な事業拠点においては、事業の継続的な拡大を通じた企業価値の向上を経営目標としており、各事業拠点の規模を適切に表す指標として売上高を用いることが適切であると判断し、売上高を重要な事業拠点の選定指標として用いております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として役務提供の結果獲得される売上高及び売掛金、並びに役務提供に費消される人件費等の売上原価に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く見積りや予測を伴う重要な勘定科目（のれんの評価等）に係る業務プロセスや、リスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。